



和歌山市公報

令和 7 年（2025 年）9 月 1 日
第 1806 号発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1 日 15 日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
67	和歌山市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	(市民課) 3
68	和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・	(市民課) 8

【 告 示 】

276	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 9
277	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 10
278	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 11
279	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本））・・・・・・・・	(納税課) 12
280	公示送達（令和 7 年度随時第 3 期及び第 1 期介護保険料督促状）・・・・・・・・	(介護保険課) 13
281	公示送達（令和 7 年度後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書）・・・・・・・・	(保険総務課) 14
282	公示送達（令和 7 年度後期高齢者医療保険料督促状）・・・・・・・・	(保険総務課) 15
283	公示送達（令和 7 年度介護保険料納入通知書及び介護保険料納入通知書（特別徴収）並びに令和 6 年度介護保険料納入通知書（特別徴収））・・・・・・・・	(介護保険課) 16
284	放置自動車の移動及び保管・・・・・・・・・・	(まちなみ景観課) 17
285	公示送達（令和 5 年度及び令和 6 年度市県民税森林環境税（普通徴収）並びに令和 6 年度市県民税森林環境税（特別徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状）・・・・・・・・	(納税課) 18
286	公示送達（令和 7 年度第 1 期国民健康保険料督促状）・・・・・・・・	(国保年金課) 19
287	身体障害者福祉法の規定による医師の指定・・・・・・・・	(障害者支援課) 20
288	公示送達（令和 6 年度及び令和 7 年度国民健康保険料納入通知書並びに令和 7 年度国民健康保険料更生通知書）・・・・・・・・	(国保年金課) 21
289	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定・・・・・・・・	(障害者支援課) 22

【 公 告 】

○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 23
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 24
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 25
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 26
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 27
○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・	(地籍調査課) 28
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・	(都市計画課) 29
○	和歌の浦アート・キューブの指定管理者の公募・・・・・・・・	(文化振興課) 30

【 選挙管理委員会告示 】

51	選挙管理委員会の招集・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局) 31
52	公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・	(選挙管理委員会事務局) 32

53 解職請求に必要な選挙人の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（選挙管理委員会事務局）	33
--	--------------	----

【 教育委員会告示】

11 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（教育政策課）	34
-------------------------------------	---------	----

【 企業局告示 】

29 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名の変更の届出・・・	（企業総務課）	35
30 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による代表者氏名及び営業所所在地の 変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	（企業総務課）	36
31 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所所在地の変更の届出・・・	（企業総務課）	37
32 和歌山市排水設備等指定工事店条例の規定による営業所所在地の変更の届出・・・	（企業総務課）	38

和歌山市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 8 月 28 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 67 号

和歌山市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市印鑑条例施行規則（平成 9 年規則第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「に規定する照会は照会書（別記様式第 1 号の 2）により行い、同項に規定する回答書は別記様式第 1 号の 3」を「の規定による照会及び同項に規定する回答書は、印鑑の登録に関する照会書（別記様式第 1 号の 2）」に改め、同条第 3 項中「別記様式第 1 号の 4」を「別記様式第 1 号の 3」に改める。

第 4 条の見出し中「印鑑登録原票」の次に「の再製」を加え、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 6 条中「別記様式第 2 号の 2」を「別記様式第 2 号」に改める。

第 7 条中「別記様式第 2 号の 3」を「別記様式第 2 号の 2」に改める。

第 8 条第 1 項中「別記様式第 2 号の 4」を「別記様式第 2 号の 3」に改める。

別記様式第 1 号の 2 を次のように改める。

別記様式第 1 号の 2（第 3 条関係）

年 月 日

和歌山市長 印

印鑑の登録に関する照会書

回 答 書	年 月 日
様	
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。	申請した印鑑
住 所 _____	
本人署名 _____	
生年月日 _____	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状	年 月 日
代理人住所 _____ 代理人氏名 _____ 回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、 その権限を委任いたします。 本人署名 _____	

備考：

別記様式第 1 号の 3 を削り、別記様式第 1 号の 4 を別記様式第 1 号の 3 とする。

別記様式第 2 号を削り、別記様式第 2 号の 2 を別記様式第 2 号とし、別記様式第 2 号の 3 を別記様式第 2 号の 2 とし、別記様式第 2 号の 4 を別記様式第 2 号の 3 とする。

別記様式第 3 号を次のように改める。

別記様式第3号（第9条関係）

印鑑登録証明書交付申請書

(宛先)和歌山市長

年 月 日

受 付		引換 番号	
--------	--	----------	--

次のとおり印鑑登録証明書の交付を申請します。

印 鑑 登 録 を し て い る 人	わかやまカード番号 又は印鑑登録番号		交 付 枚 数	
	☐ 個人番号カードを利用した申請（本人申請のみ）			
	住 所	和歌山市		
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日		
申 請 に 来 た 人	電 話 番 号			
	☐ 本人 ☐ 代理人 { 代理人による申請のときは、下欄も記入してください。			
	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
(注) 余白に注意事項を記載する。			手数料	

別記様式第 4 号中 「

年	月	日	性別	
---	---	---	----	--

」を

「

年	月	日
---	---	---

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 26 号）の施行の日から施行する。
- 2 登録申請の確認の照会書及び回答書、印鑑登録原票並びに印鑑登録証明書については、地方公共団体情報システムの標準化（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）の実施作業の完了に時間を要する場合に限り、その間、なお従前の例によることができる。
- 3 この規則の施行前に和歌山市印鑑条例（昭和 47 年条例第 6 号）第 3 条の規定により申請を行った者に係る同条例第 4 条第 2 項の規定による確認については、この規則の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の別記様式第 3 号による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（令和 7 年 8 月 28 日揭示済）

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 7 年 8 月 29 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 68 号

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

和歌山市印鑑条例の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 26 号）の施行期日は、令和 7 年 9 月 1 日とする。

（令和 7 年 8 月 29 日揭示済）

和歌山市告示第 2 7 6 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 8 月 2 日、同月 8 日及び同月 1 5 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 8 月 7 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 8 月 5 日及び同月 1 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 8 月 1 9 日揭示済)

和歌山市告示第 2 7 7 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 0 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和 7 年 8 月 1 日、同月 4 日、同月 5 日、同月 6 日、同月 7 日、同月 1 2 日、同月 1 3 日及び同月 1 5 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 1 6 7 番 1

電 話 4 2 2 - 4 1 0 0

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2, 5 0 0 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4, 0 0 0 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 4 3 5 - 1 0 8 2

(令和 7 年 8 月 1 9 日揭示済)

和歌山市告示第278号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年8月19日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和7年8月20日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年5月7日及び同月10日	令和7年5月20日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和7年5月12日	令和7年5月20日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和7年5月13日	令和7年5月20日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和7年5月1日、同月7日、同月8日及び同月9日	令和7年5月20日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電 話 422-4100

(令和7年8月19日揭示済)

和歌山市告示第 2 7 9 号

差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 8 月 2 2 日揭示済）

和歌山市告示第 2 8 0 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	期別	種別	備考
令和 7 年度	随時第 3 期 第 1 期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和 7 年 9 月 1 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 7 年 8 月 2 2 日揭示済)

和歌山市告示第 2 8 1 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料決定（変更）通知書は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別
令和 7 年度	後期高齢者医療保険料

（別紙省略）

（令和 7 年 8 月 2 5 日揭示済）

和歌山市告示第 2 8 2 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため後期高齢者医療保険料督促状が送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき後期高齢者医療保険料督促状は、保険総務課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 7 年度	後期高齢者医療保険料	納期は、令和 7 年 9 月 1 1 日に変更する。

(別紙省略)

(令和 7 年 8 月 2 5 日揭示済)

和歌山市告示第 2 8 3 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 4 3 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料納入通知書は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年度	種別	備考
令和 7 年度	介護保険料納入通知書 介護保険料納入通知書（特別徴収）	令和 7 年度第 3 期の納期は、 令和 7 年 9 月 5 日に変更する。
令和 6 年度	介護保険料納入通知書（特別徴収）	

（別紙省略）

（令和 7 年 8 月 2 6 日揭示済）

和歌山市告示第 2 8 4 号

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 5 年条例第 2 4 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、放置自動車を移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置場所、移動し、保管した年月日、自動車の種類等、保管場所の所在地及び保管期間

放置場所	移動し、保管した年月日	自動車の種類等		保管場所の所在地	保管期間
		車 種	色		
紀の川第 8 緑地駐車 場内	令和 7 年 8 月 2 1 日	日産 R00X	黒	和歌山市和佐 中 1 1 2	令和 7 年 8 月 2 1 日 から令和 7 年 1 1 月 1 8 日まで

2 移動し、保管した理由

和歌山市放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 1 3 条第 1 項に該当したため

3 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 4 3 5－1 0 8 2

（令和 7 年 8 月 2 7 日揭示済）

和歌山市告示第 285 号

市県民税森林環境税（普通徴収・特別徴収）督促状、固定資産税・都市計画税督促状及び軽自動車税（種別割）督促状を別紙の者に送付したところ、住所又は居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により告示する。

なお、送達すべき督促状は、納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 8 月 29 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（別紙省略）

（令和 7 年 8 月 29 日揭示済）

和歌山市告示第 2 8 6 号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、督促状は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 8 月 2 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	期（月）別	種 別	備 考
令和 7 年度	第 1 期	国民健康保険料	督促状の指定納期限を令和 7 年 9 月 8 日に変更する。

（別紙省略）

（令和 7 年 8 月 2 9 日揭示済）

和歌山市告示第 287 号

身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 3 条第 2 項の規定により、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師がその指定を辞退したので、和歌山市身体障害者福祉法に関する規則（平成 15 年規則第 11 号）第 4 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 29 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診断する障害の種類	辞退年月日
濱田 欣哉	医療法人杏林会 嶋病院	和歌山市中之島 874 番地 3	肢体不自由、 腎臓機能障害	令和 7 年 6 月 21 日
尾崎 充宣	和歌山県立医科大学 附属病院	和歌山市紀三井寺 811-1	肢体不自由	令和 7 年 7 月 1 日

（令和 7 年 8 月 29 日揭示済）

和歌山市告示第 288 号

次の書類に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないためその書類の送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、送達すべき書類は、国保年金課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 9 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

年 度	種 別	備 考
令和 6 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 7 年 9 月 24 日に変更する
令和 7 年度	国民健康保険料納入通知書	納期は、令和 7 年 9 月 24 日に変更する
令和 7 年度	国民健康保険料更生通知書	納期は、令和 7 年 9 月 24 日に変更する

（別紙省略）

（令和 7 年 9 月 1 日揭示済）

和歌山市告示第 289 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第 21 条の 5 の 2 5 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	利用定員
305010 1512	スモールステ ップ	和歌山市築港 2 － 8 － 2	児童発達支援・放 課後等デイサービ ス	10 人

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
合同会社 HA GLOOM	和歌山市築港 2－8－2	令和 7 年 9 月 1 日	令和 13 年 8 月 3 1 日

（令和 7 年 9 月 1 日揭示済）

公告

和歌山市加太の一部の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 8 月 1 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和 7 年 8 月 1 9 日から同年 9 月 8 日まで（2 0 日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所 加太支所（和歌山市加太 2 6 9 2）及び和歌山市役所 地籍調査課（和歌山市七番丁 1 1－1 アラスカビル 2 階）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所 加太支所においては令和 7 年 8 月 1 9 日から同年 8 月 2 7 日までの間（2 3 日を除く）、9 時 3 0 分から 1 6 時までとする。和歌山市役所 地籍調査課においては同年 8 月 2 8 日から同年 9 月 8 日までの間（8 月 3 0 日、3 1 日、9 月 6 日、7 日を除く。）、9 時から 1 7 時までとする。

（令和 7 年 8 月 1 9 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市上黒谷字西前田 8 4 番 1 の一部	(登載省略)

(令和 7 年 8 月 2 0 日揭示済)

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字碓合 9 9 1 番 5、9 9 1 番 6、 9 9 1 番 7、水路 （2 工区）	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 1 5 9 0 番地 株式会社 E G H 代表取締役 米原まき

（令和 7 年 8 月 2 0 日揭示済）

公 告

和歌山市内原の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 8 月 21 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和 7 年 8 月 21 日から同年 9 月 11 日まで（21 日間）
- 3 閲覧場所 紀三井寺公園陸上競技場特別会議室（和歌山市毛見 200 番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁 11-1 アラスカビル 2 階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、紀三井寺公園陸上競技場特別会議室においては令和 7 年 8 月 21 日から同月 28 日までの間（同月 24 日を除く。）、9 時 30 分から 16 時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和 7 年 8 月 29 日から同年 9 月 11 日までの間（同年 8 月 30 日、31 日、同年 9 月 6 日及び 7 日を除く。）、9 時から 17 時まで行うこととする。

（令和 7 年 8 月 21 日揭示済）

公告

和歌山市布引の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和 7 年 8 月 2 1 日から同年 9 月 1 1 日まで（2 1 日間）
- 3 閲覧場所 紀三井寺公園陸上競技場特別会議室（和歌山市毛見 2 0 0 番地）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁 1 1 - 1 アラスカビル 2 階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、紀三井寺公園陸上競技場特別会議室においては令和 7 年 8 月 2 1 日から同月 2 8 日までの間（同月 2 4 日を除く。）、9 時 3 0 分から 1 6 時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和 7 年 8 月 2 9 日から同年 9 月 1 1 日までの間（同年 8 月 3 0 日、3 1 日、6 日及び 7 日を除く。）、9 時から 1 7 時まで行うこととする。

（令和 7 年 8 月 2 1 日揭示済）

公告

和歌山市大谷の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 8 月 2 2 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和 7 年 8 月 2 2 日から同年 9 月 1 1 日まで（2 0 日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所楠見連絡所（和歌山市楠見中 9 8 番地 7）及び和歌山市役所地籍調査課（和歌山市七番丁 1 1－1 アラスカビル 2 階）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所楠見連絡所においては令和 7 年 8 月 2 2 日から同月 2 9 日までの間（同月 2 4 日を除く。）、9 時 3 0 分から 1 6 時まで行うこととする。和歌山市役所地籍調査課においては令和 7 年 9 月 1 日から同月 1 1 日までの間（同月 6 日及び 7 日を除く。）、9 時から 1 7 時まで行うこととする。

（令和 7 年 8 月 2 2 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市楠見中字北川 2 9 3 番 5	(登載省略)

(令和 7 年 8 月 2 5 日揭示済)

公告

和歌山市立和歌の浦アート・キューブの指定管理者の公募について、和歌山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成24年規則第7号）第2条第1項の規定に基づき公告する。

令和7年8月27日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 管理施設

和歌山市立和歌の浦アート・キューブ（和歌山市和歌浦南3丁目10番1号）

2 業務内容

- （1）施設の使用に係る受付及び許可に関する業務
- （2）施設利用料金及び附属設備等利用料金に関する業務
- （3）施設の利用促進及び利用者サービスの向上に関する業務
- （4）施設、設備及び備品等の維持管理に関する業務
- （5）事業の管理運営に関する業務
- （6）その他施設の設置目的を達成するため市が必要と認める業務

3 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

4 指定申込方法

（1）募集要項の配布期間及び方法

期間 令和7年8月27日（水）から同年9月11日（木）まで

方法 上記期間中、和歌山市のホームページからダウンロード

（2）申込書の受付期間及び場所

期間 令和7年8月27日（水）から同年10月1日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

場所 和歌山市役所10階 文化振興課

（注意）直接持参することとし、郵送等は認めない。

（令和7年8月27日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 1 号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 日時 令和 7 年 9 月 1 日（月）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 場所 和歌山市西汀丁 3 6 番地
和歌山商工会議所 1 階選挙管理委員会室
- 3 案件

- （1） 公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程の一部を改正する規程について
- （2） 選挙人名簿に登録するについて
- （3） 直接請求に必要な選挙人の数について
- （4） 選挙人名簿から抹消するについて
- （5） 在外選挙人名簿に登録するについて

（令和 7 年 8 月 2 5 日揭示済）

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 2 号

公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程（昭和 3 0 年選挙管理委員会告示第 3 9 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法及び同法施行令の執行に関する規程（昭和 3 0 年選挙管理委員会告示第 3 9 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

第 1 7 条中「第 7 号様式」を「第 6 号様式」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「第 8 号様式」を「第 7 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 9 号様式」を「第 8 号様式」に改める。

第 2 1 条中「第 1 0 号様式」を「第 9 号様式」に改める。

第 2 4 条中「第 1 1 号様式」を「第 1 0 号様式」に改める。

第 2 5 条中「第 1 2 号様式」を「第 1 1 号様式」に改める。

第 2 6 条第 1 項中「第 1 3 号様式」を「第 1 2 号様式」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「第 1 4 号様式」を「第 1 3 号様式」に改める。

第 2 8 条第 1 項中「第 1 5 号様式」を「第 1 4 号様式」に改める。

第 2 9 条第 1 項中「第 1 6 号様式」を「第 1 5 号様式」に改め、同条第 2 項中「第 1 5 号様式の 2」を「第 1 4 号様式の 2」に、「第 1 6 号様式の 2」を「第 1 5 号様式の 2」に改める。

第 3 2 条中「第 1 7 号様式」を「第 1 6 号様式」に改める。

第 3 3 条中「第 1 8 号様式」を「第 1 7 号様式」に改める。

第 3 4 条中「第 1 9 号様式」を「第 1 8 号様式」に改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 9 月 1 日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定による各種請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）の規定による各種請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

令和 7 年 9 月 1 日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 宮 原 秀 明

- 1 地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数

5, 9 6 2 人

- 2 地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

9 9, 3 6 7 人

- 3 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 9, 6 8 4 人

(令和 7 年 9 月 1 日揭示済)

和歌山市教育委員会告示第11号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和7年9月1日

和歌山市教育委員会
教育長 阿 形 博 司

- 1 日時 令和7年9月4日（木） 午後6時00分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
 - （1）こども科学館の休館について
 - （2）令和7年9月議会教育委員会関係の補正予算（案）について
 - （3）和歌山市立あけぼの中学校令和8年度（2026年度）入学募集要項について
 - （4）令和8年度和歌山市立和歌山高等学校各課程・学科の募集定員について
 - （5）和歌山市立中学校給食センター条例の制定について
 - （6）工事請負変更契約の締結について
 - （7）その他

（令和7年9月1日揭示済）

和歌山市企業局告示第 2 9 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）第 9 条の規定により代表者氏名の変更の届出があったので、同条例第 1 8 条第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指 定 番 号	第 3 7 1 号
変 更 年 月 日	令和 7 年 7 月 1 8 日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	株式会社酒井設備	
営 業 所 所 在 地	和歌山市和歌浦東 2 丁目 7 番 3 6 号	
代 表 者 氏 名	代表取締役 酒井 敏郎	代表取締役 酒井 伸夫

(令和 7 年 8 月 2 0 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 3 0 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）第 9 条の規定により代表者氏名及び営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第 1 8 条第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指 定 番 号	第 8 6 1 号
変 更 年 月 日	令和 7 年 7 月 2 8 日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	有限会社 芝崎工務店	
営 業 所 所 在 地	和歌山市西浜 1062-15	和歌山市西浜 1660-233
代 表 者 氏 名	代表取締役 芝崎 武治	代表取締役 芝崎 泰幸

(令和 7 年 8 月 2 0 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 3 1 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）第 9 条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第 1 8 条第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指 定 番 号	第 5 0 2 号
変 更 年 月 日	令和 7 年 8 月 1 日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	ヤスキ水道工業株式会社	
営 業 所 所 在 地	和歌山市直川 936 番地 3	和歌山市府中 517 番地 1
代 表 者 氏 名	代表取締役 中口 泰樹	

(令和 7 年 8 月 2 0 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 3 2 号

和歌山市排水設備等指定工事店条例（平成 1 3 年条例第 2 6 号）第 9 条の規定により営業所所在地の変更の届出があったので、同条例第 1 8 条第 6 号の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

指 定 番 号	第 6 2 4 号
変 更 年 月 日	令和 7 年 8 月 6 日

	変 更 前	変 更 後
指 定 工 事 店 名	株式会社 紀洋	
営 業 所 所 在 地	和歌山市松江東四丁目 2-45	和歌山市松江北七丁目 6-5
代 表 者 氏 名	代表取締役 須磨 徳裕	

(令和 7 年 8 月 2 0 日揭示済)